

特定非営利活動法人からだフシギ 会員規程

定款第 2 章会員の項に基づき、会員に関する規程を設ける。

(入会・退会)

1. 会員になろうとする個人または団体は、特定非営利活動法人からだフシギ（以下 本法人）が定めた入会申し込書に必要事項を記載し、理事長に提出する。
2. 会員は年会費を収めるものとする。
3. 年会費は正会員 2,000 円、賛助会員 10,000 円とする。
4. 前項 1, 2 をもって会員資格を得るものとする。
5. 一度納めた年会費は返還しない。
6. 届出により、年度の切り替え時に、会員種の変更ができる。
7. 会員が退会する場合は、本法人が定める退会届に必要事項を記載し、理事長に提出する。

(会員の責務)

8. 正会員は総会に出席し、議決に加わらなければならない。
9. 正会員は当法人が実施する事業に参加する。
10. 賛助会員は総会に出席し、意見を述べるができる。
11. 会員は毎年年会費を納めなければならない。

(会員の活動)

12. 会員の活動時間に対する対価は支払われない。
13. 事業に必要な経費は、会計に関する申し合わせにより、充当することができる。
14. 本法人からの情報伝達は電磁的媒体によるものとし、会員はメーリングリストに登録して情報を共有する。
15. 本法人の事業は、その事業に参加する会員相互の協力によって実施する。
16. 会員は定例ならびに臨時の運営会議に参加できる。
17. 正会員が本法人の事業として事業を計画した場合は、運営会議に提案し、その議を経て実施する。事業を行った場合は、実施報告書を提出することとする。
18. 正会員は本法人の名刺を作成することができる（実費は会員負担とする）。

(活動成果の帰属)

19. 本法人の事業による成果物は、本法人に帰属する。
20. 本事業から派生する講演会や著作物による収入は、可能な限り NPO 法人宛とする。

(改廃)

21. 本規程の改廃は理事会で行う。

本規定は 2018 年 10 月 18 日より発効する。但し、入会・退会に関しては、2019 年 4 月 1 日より発効する。

本規程は 2020 年 10 月 22 日より発効する。